令和2年分確定申告における感染症対策に関するFAQ

令和2年12月 (令和3年4月6日更新) 国税广 法人番号7000012050002

目 次

1 事前の準備等	
問1. 感染リスク軽減の観点から、確定申告会場に行かないで申告・相談を行う	
方法を教えてください。	1
問2.確定申告会場で申告相談を行う場合に、注意することはありますか。2	2
問3.確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありま	
すか。····································	2
2 確定申告会場における感染防止策について	
問4.確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。!	5
問 5. 確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。!	5
問6.税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。!	5
問7. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対	
しては、どのような対応をするのですか。(5
3 入場整理券について(共通・当日配付分)	
3 人場定性分について(共通・ヨロ郎刊力) 〈共通〉	
□ トラスティア できます できます できます できます できます できます できます できます	≚k⊤
えてください。〔令和3年2月19日更新〕	
問8-2.確定申告会場で作成済みの申告書を提出するだけの場合など、相談を必要	
	Z
このなり場合にも、八場正理分別の安となるのですが。 「令和3年4月6日更新」…「	7
問9.入場整理券はいつから必要となりますか。〔令和3年3月5日更新〕〕	
問 10. 入場整理券はどのように取得できますか。	
問 10. 八物是性がほこのように取得てきますが。 問 11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらう	J
ことはできますか。	ર
問 12. 入場整理券は 1 日当たり何枚用意されていますか。	



問 13.	入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。9
問 14.	指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。9
問 15.	指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。 9
問 16.	入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による
	申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。 9
問 17.	保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、
	私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。10
<当日配	付分について>
問 18.	入場整理券は何時から配付しますか。11
問 19.	希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。11
問 20.	知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。11
問 21.	入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。11
4 LII	NE によるオンライン事前発行について
くオンラ	イン事前発行の方法について>
問 22.	LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。 …13
問 23.	国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。
	13
問 24.	オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者
	(国税庁)が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、
	許可していいのですか。14
問 25.	オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。
	〔令和3年4月6日更新〕…14
問 26.	入場時には何を示せばいいですか。14
問 27.	スマートフォンの操作に不慣れであって日頃から LINE も利用していな
	いので、家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはでき
	ますか。15
問 28.	普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているので
	すが、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。16
<利用上	の注意、セキュリティ等について>
問 29.	LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。
	16
問 30.	なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。17

問 31.	LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がス
	マートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになり
	ませんか。17
問 32.	LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内
	容を知ることができるようになりませんか
	〔令和3年4月6日更新〕…17
問 33.	LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。18
問 34.	仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報 が盗み取
	られませんか。18
問 35.	国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が
	盗み取られませんか。18
5 令	和2年分の確定申告における申告・納付期限の延長関係
問 36.	確定申告期限の延長については、どのような内容ですか
	〔令和3年4月6日更新〕…20
問 37.	申告以外の各種申請や届出の期限も延長されますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…21
問 38.	申告所得税(及び復興特別所得税)の延納期限も延長されますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…22
問 39.	既に申告を済ませている場合、納付期限はどうなりますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…22
問 40.	納付期限までに納税できない場合はどうなりますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…22
問 41.	一律の期限延長に伴い口座振替日はいつになりますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…22
問 42.	ダイレクト納付に影響はありますか。〔令和3年3月5日更新〕23
問 43.	既に納付期限が3月15日と印字された納付書は使用できますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…24
問 44.	還付金は従来のスケジュールで還付されますか。
	〔令和3年2月3日追加〕…24
問 45.	令和元年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響で
	まだ行っていませんが、いつまでに行えばいいですか。
	〔令和3年2月3日更新〕…24
問 46-	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、延長後の期限である令和
	3年4月15日(木)までに申告・納付等ができなかった場合、更に
	個別延長の適用を受けることはできますか。
	〔令和3年4月6日更新〕…25

問 46-2.新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 4 月 16 日(金)
以降に個別延長を申請する場合に、申告書の余白等に所定の文言を記
載する方法での申請はできないのでしょうか。
〔令和3年4月6日追加〕…25
問 46-3.個別指定による期限延長が認められた場合には、申告・納付期限は
いつになるでしょうか。〔令和3年4月6日追加〕26
問 47.法人税や相続税といった、申告所得税等以外の税目については、一律
の期限延長の対象とならないのですか。〔令和3年2月3日追加〕27
問 48.申告所得税等以外の税目について、個別の期限延長の適用を受けるこ
とはできますか。〔令和3年2月3日追加〕27
問 49.令和3年3月 16 日(火)以降は、どこで申告相談を受け付けるので
すか。〔令和3年4月6日更新〕28

1 事前の準備等

- 問1. 感染リスク軽減の観点から、確定申告会場に行かないで申告・相談を行う方法を 教えてください。
 - 国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax (電子申告) やチャットボット・電話相談などの申告・相談の方法をご用意しています。

【申告書等の作成・提出について】

- 国税庁ホームページ (確定申告書等作成コーナー) では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
- 給与収入や年金収入のある方などには、スマートフォンからも入力しやすい画面 も用意しており、更に簡単・便利に申告書を作成・送信することができます。

(参考) スマートフォン専用画面



- 作成した申告書等は、マイナンバーカードを使って、スマートフォンやパソコンから e-Tax を利用して提出できます。
- また、マイナンバーカードに対応したスマートフォン等をお持ちでない方でも、

事前に税務署で手続することで発行される ID・パスワードを利用して e-Tax で申告することができます。過去に確定申告会場で申告した方については、その際に申請して申告書の控えと一緒に受け取っている場合がありますのでご確認ください。

○ 更に、上記による e-Tax がご利用いただけない場合でも、国税庁ホームページで作成した申告書を印刷して所轄税務署に郵送で提出することもできます。

【相談について】

○ 相談については、ご自宅からチャットボットや<u>お電話</u>でも可能です。 チャットボットは、医療費控除や住宅ローン控除などお問合せが多いご質問について、入力いただいたご質問に自動回答します。

なお、お問合せが多いご質問については、国税庁ホームページ(<u>タックスアンサ</u>ー)でも詳しく解説しています。

問2.確定申告会場で申告相談を行う場合に、注意することはありますか。

- 確定申告会場で申告相談を行う場合にご注意いただきたいことを、「確定申告会場への来場を検討されている方へ」としてまとめていますのでご覧ください。
- 併せて、「問3 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。」もご確認の上でお越しください。

問3.確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。

○ 必要書類が不足していると申告書の作成ができない場合がありますので、あらか じめ確認・準備いただいた上でご来場ください。

申告内容に応じて、申告に必要な書類が異なりますので、ご自身の申告する内容 に照らして必要書類をご確認ください。

以下では、主な必要書類を説明しています。

【給与・公的年金等】

○ 給与・公的年金等について申告する場合には、申告書の作成に全ての源泉徴収票

が必要ですので、忘れずにお持ちください。

また、年末調整で申告していない社会保険料・生命保険料・地震保険料等がある場合には、それぞれの控除証明書をご持参ください。

【事業・不動産からの収入】

○ 事業所得・不動産所得を申告する場合には、「収支内訳書」(青色申告の承認を受けている場合には「青色申告決算書」)を作成していただく必要がありますので、あらかじめご自宅で作成の上でお越しください。

なお、作成に当たって会場での相談が必要な場合についても、記載する事項をあらかじめ集計・整理してお越しいただきますようお願いします。

(参考) 収支内訳書・青色申告決算書の様式

【医療費控除】

○ 「医療費控除の明細書」をあらかじめご自宅で作成の上でお越しください。 なお、令和2年分確定申告から、医療費控除の適用を受ける際には、領収書の提示・提出ではなく、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。

(参考) 医療費控除の明細書の様式

【住宅ローン控除(初年度適用の方)】

○ 住宅ローンの控除を受けることができるかについて、あらかじめご確認の上でお 越しください。

(参考) 住宅ローン控除を受ける方へ

【その他の控除】

○ 申告する内容ごとに必要書類が異なりますので、<u>チャットボット</u>や国税庁ホームページで必要書類をあらかじめご確認の上でお越しください。

(消費税)

○ 令和元年 10 月1日以降、消費税の軽減税率制度が導入されており、軽減税率 (8%)対象の取引が売上・仕入・その他の経費にある場合、消費税の確定申告書 を作成するためには、売上・仕入・その他の経費それぞれを税率ごとに区分して計算する必要があります。

確定申告会場にお越しの際は、「課税取引金額計算表」をあらかじめ作成してご持 参いただくか、売上等の取引を税率ごとに区分した帳簿等をお持ちください。

(参考) 課税取引金額計算表の様式

課税取引金額計算表(事業所得用) 課税取引金額計算表(不動産所得用) 課税取引金額計算表(農業所得用)

(マイナンバー、本人確認書類)

○ 申告書を税務署へ提出する際は、毎回、申告書へのマイナンバーの記載と、本人 確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは、「社会保障・税番号制度 <マ イナンバー> について」をご覧ください。

2 確定申告会場における感染防止策について

問4.確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。

- 確定申告会場においては、
 - ・ 入場時の検温(37.5度以上の発熱がある場合等は入場をお断りする)
 - ・ マスク着用、入口等での手指消毒、必要最小限の人数での来場のお願い
 - ・ こまめな換気やパソコン等の消毒

といった基本的な感染防止策を徹底するとともに、ソーシャルディスタンスを確保 した会場レイアウトとし、会場への入場には入場整理券を必要とする等、会場内が いわゆる三密の状態になることがないよう感染防止に配慮しながら運営していま す。

○ 詳しくは、「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご覧ください。

問5.確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。

- 確定申告会場では、日々の相談終了後(又は相談開始前)に、会場内の清掃に加え、来場者の皆様が触れるドアノブ等やパソコン・机等の備品について消毒を実施しています。
- また、パソコン・机等の備品については、相談時間内にもこまめに消毒を行っています。

問6. 税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。

- 職員は、毎日出勤時までに体温を計測するなどして自己の体調管理を徹底するとともに、発熱などの風邪症状がある場合や体調が優れない場合には事務に従事させないこととしています。
- また、確定申告会場での従事に当たっては、マスク及びフェイスシールドを着用し、小型の手指消毒液を携行してこまめに使用するといった感染防止策を徹底しています。

- 問7. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対しては、 どのような対応をするのですか。
 - 入場時の検温で 37.5 度以上の発熱が確認された方や、検温に応じていただけない方については、確定申告会場への入場をお断りしています。
 - また、発熱が確認されない場合であっても、咳・くしゃみといった風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から適切でないと判断した場合についても入場をお断りしています。
 - なお、体調のすぐれない方については、無理をなさらず、後日あらためてご来場 いただくようお願いします。

3 入場整理券について(共通・当日配付分)

く共通>

- 問8-1.確定申告会場への入場には入場整理券が必要とのことですが、具体的に教えてください。
 - 令和2年分の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として確定申告会場内の混雑緩和を図りつつ、なるべく多くの皆様にスムーズに申告相談を行っていただけるよう、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となる仕組みを導入しています。
 - 「入場整理券」は各会場で当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。

オンライン事前発行の具体的な方法については、「<u>確定申告会場への来場を検討</u>されている方へ」をご覧ください。

なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります ので、あらかじめご了承ください。

- 問8-2.確定申告会場で作成済みの申告書を提出するだけの場合など、相談を必要としない場合にも、入場整理券が必要となるのですか。
 - 入場整理券については、作成済の申告書を提出する場合など、会場での申告書の作成や相談を必要としない方については取得していただく必要はありません。 なお、申告書は郵送でも提出できますので、申告書を提出するために来場される方は、郵送での提出をぜひご検討ください。

問9. 入場整理券はいつから必要となりますか。

- 令和3年2月16日(火)から同年4月15日(木)までの確定申告期間中は、 全ての会場において、入場整理券が必要な仕組みを実施しています。
- なお、入場整理券については、作成済の申告書を提出する場合など、相談を必要

としない方については取得していただく必要はありません。

問 10. 入場整理券はどのように取得できますか。

- 入場整理券は、各会場で当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。
- オンライン事前発行の具体的な方法については、「<u>確定申告会場への来場を検討</u> されている方へ」をご覧ください。
- 問 11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらうことはできますか。
 - 入場整理券の事前発行は、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてのみ行っており、 会場・税務署や電話では発行しておりません。
 - オンライン事前発行の具体的な方法については、「<u>確定申告会場への来場を検討</u> されている方へ」をご覧ください。

問 12. 入場整理券は1日当たり何枚用意されていますか。

- 入場整理券の配付枚数は、各会場の規模等に応じて混雑することなくご相談いた だける人数を算定して決定しており、会場ごとに異なります。
- ご来場される場合には、ぜひオンライン事前発行をご利用ください。また、当日 の配付状況は、国税庁ホームページ「令和2年分確定申告特集」の「確定申告会場 にお越しになる方へ」からご確認いただけます。

問 13. 入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。

- 入場整理券1枚につき、来場者1名の申告相談が可能です。
- お一人で複数年分を申告相談する場合については1枚で構いませんが、例えば、 ご夫婦で来場し、お二人とも申告する場合には、ご夫婦それぞれが取得していただ く必要があります。
- なお、介助を必要とされる方については、1枚の入場整理券でご本人と介助者が 一緒にご入場いただけますので、入場時に係員へお声掛けください(ただし、お二 人とも申告相談する場合には、それぞれの入場整理券が必要です。)。

問14. 指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。

- 入場整理券に記載された時間は、あくまで入場が可能な時間枠であり、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても一時的に入場をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、入場時には、「入場整理券の確認」と「検温」を実施しますので、そのため に一時的にお待ちいただく場合もあります。

問 15. 指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。

○ 入場整理券で指定された時間枠に遅れた場合には、会場の混雑状況によって入場できない場合があります。入場整理券で指定された時間枠の範囲内でご来場いただくようお願いします。

- 問 16. 入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。
 - 個別指定による申告・納付期限の延長は、期限までに申告等をすることができな

い災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に適用されるものです。

- 入場整理券が入手できず相談ができなかったことはこれに該当しませんので、個別指定による申告・納付期限の延長は認められません。
- 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、 来場する場合は入場整理券のオンライン事前発行をご利用いただくか、ご自宅から 国税庁ホームページの(確定申告書等作成コーナー)を利用して申告書等を作成し、 e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。

なお、相談はチャットボットやお電話でも可能です。

- なお、オンライン事前発行の具体的な方法については、「<u>確定申告会場への来場</u>を検討されている方へ」をご覧ください。
- 問 17. 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。
 - 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖された場合など、不可抗力によって やむを得ず会場が一時閉鎖された場合には、一時閉鎖中の時間枠に対応した入場整理券は無効となります。

この場合には、お手数ですがご自身で再度入場整理券を取得していただく必要があります。

○ 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、 ぜひご自宅から国税庁ホームページの(確定申告書等作成コーナー)を利用して申 告書等を作成し、e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。

なお、相談はチャットボットやお電話でも可能です。

<当日配付分について>

問 18. 入場整理券は何時から配付しますか。

- 受付開始時間は、会場ごとに異なります。詳細は国税庁ホームページの各税務署の案内ページ(注)をご覧ください。
 - (注) 所轄の税務署の案内ページはこちらから確認できます。
- なお、入場整理券のオンライン事前発行をぜひご利用ください。オンライン事前発行の具体的な方法については、「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご覧ください。

問 19. 希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。

- 当日配付分は順番にお渡ししますので、入場時間の希望等はできません。
- なお、オンライン事前発行では、希望する日時の入場整理券を取得することが可能ですので、ぜひご利用ください。オンライン事前発行の具体的な方法については、「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご覧ください。

問20. 知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。

○ 入場整理券はお一人につき1枚配付しますので、実際にお越しの方以外の分をお 渡しすることはできません。

問 21. 入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。

- 入場整理券を紛失した場合には、入場できません。また、再発行は行いませんので、再度取得していただくようお願いします。
- なお、オンライン事前発行については、入場整理券を紛失する心配はありません。

ので、ぜひご利用ください。

オンライン事前発行の具体的な方法については、「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご覧ください。

4 LINE によるオンライン事前発行について

<オンライン事前発行の方法について>

問 22. LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。

- まずは、国税庁 LINE 公式アカウント(LINE ID「@kokuzei」)を友だち追加してください。
- その上で、国税庁 LINE 公式アカウントの「トーク」画面にある「相談を申し込む」ボタンから手続を行うことができます。
- 具体的な方法については、「<u>確定申告会場への来場を検討されている方へ</u>」をご 覧ください。

問 23. 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。

○ 以下の QR コードを読み込んで友だち追加するほか、LINE の「ホーム」メニューで、「国税庁」又は「@kokuzei」を検索する方法でも友だち追加できます。

国税庁 L I N E 公式アカウント



※ 「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

問 24. オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者(国税庁) が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、許可していいのですか。

○ このメッセージは、国税庁があなたのトーク画面にメッセージを送信する上で必要な許可をしていただくためのものですので、許可してください。

(参考) サービス提供者が許可をリクエストするメッセージ (イメージ)



問 25. オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。

○ 令和3年1月12日以降、順次開始しています。 なお、事前発行が可能となるのは1月14日以降の入場整理券となります。

問 26. 入場時には何を示せばいいですか。

○ 指定された日時に、確定申告会場入口に直接お越しの上、係員に「申込完了」画面をご提示ください。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ



- なお、入場時には、「申込完了」画面の確認と併せて、検温を実施します。 また、「問3 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものは ありますか」や「確定申告会場への来場を検討されている方へ」をご覧になってか らお越しください。
- 問 27. スマートフォンの操作に不慣れであって日頃から LINE も利用していないので、 家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはできますか。
 - 入場時にスマートフォンの画面を確認させていただきますので、ご家族・ご友人にご協力いただくなどして、ご自身のスマートフォンでオンライン事前発行を受けていただくようお願いします。
 - なお、入場時に「申込完了」画面を表示させる等の操作に不安がある場合には、 あらかじめ印刷したものを入場時にご提示いただいても差し支えありません。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ



問 28. 普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているのですが、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。

○ オンライン事前発行をご利用いただく場合には、ご利用端末のオペレーティングシステムが iOS 又は Android であることが必要です。 申し訳ありませんが、オペレーティングシステムが iOS 又は Android であるスマートフォンやタブレット端末からご利用ください。

<利用上の注意、セキュリティ等について>

問 29. LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。

- 国税庁 LINE 公式アカウントは、オンライン事前発行等のサービスを提供するために開設したものであり、LINE のトーク画面からご質問は受け付けておりません。
- ご質問がある場合には、チャットボットやお電話をご利用ください。また、お問合せが多いご質問については、国税庁ホームページ(タックスアンサー)でも詳しく解説していますのでご利用ください。

問30. なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。

- 令和2年分確定申告において感染症対策の観点から入場整理券を必要とする仕組みを導入するに際し、来場者の皆様の利便性を確保する観点から、当日配付に加えてオンライン事前発行も行うこととしました。
- LINE は国内でもっとも利用者数の多いコミュニケーションアプリであり、幅広い年齢層で多数の方がご利用されていることを踏まえ、オンライン事前発行のインターフェースとして LINE を採用することとしました。
- 問 31. LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がスマートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになりませんか。
 - 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加しても、国税庁では、オンライン事前 発行を行うに当たって必要な情報のみを参照しています。
 - スマートフォンの中の情報はもとより、国税庁以外のアカウントとのトーク内容 などの情報を国税庁が取得することはありません。
- 問 32. LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内容を知ることができるようになりませんか。
 - 申告内容等を管理する国税庁の基幹システムは、情報セキュリティの観点から外部アクセスができない仕組みとしており、LINEとも物理的に完全に分離されています。そのため、オンライン事前発行等の手続を国税庁LINE公式アカウントを通じて行っても、LINE株式会社が申告等の情報を取得することはできません。
 - なお、オンライン事前発行システムは、LINE を通じてご利用いただくものとなっていますが、LINE 株式会社とは異なる独立した事業者が提供しているサービスを用いたものであり、利用した方のトーク内容はもとより、氏名、電話番号、メールアドレス、LINE ID など一切の個人情報を保存しない仕組みとなっています。

問33. LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。

- LINE 株式会社は、電気通信事業法及び個人情報保護法等の関係法令等に基づき 利用者の情報の保護を行っており、継続的にセキュリティ強化に力を入れていると 承知しています。
- また、こうした取組を客観的な視点で評価するため、セキュリティに関する国際的な外部認証(ISO27001 認証、SOC2 認証、SOC3 認証)を取得・維持しているものと承知しています。
- 問 34. 仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報が盗み取られませんか。
 - 仮にご自身の LINE アカウントが乗っ取られたとしても、それは LINE 上にとど まるものであり、乗っ取った第三者が国税庁の基幹システムにアクセスすることは できないので、申告情報等の個人情報が盗み取られることはありません。
 - ご自身の LINE アカウントには、オンライン事前発行のために国税庁 LINE 公式 アカウントと過去に行ったやり取りが表示されていますが、そこでは個人情報のや り取りは行わないので、仮に自分の LINE アカウントを乗っ取った第三者であって も、自分の申告情報等の個人情報を盗み見ることはできません。
 - なお、ご自身の LINE アカウントが乗っ取られないように、LINE 株式会社が提供・推奨しているセキュリティ対策 (LINE アプリを開く際のパスコードロックや、 心当たりのない端末からのログインを許可しないなど) を行ってください。
- 問 35. 国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が盗み取られませんか。
 - LINE 上の国税庁公式アカウントについては、個人の LINE 利用者とは異なる専用のアカウントで維持管理するため、個人のアカウントの乗っ取りのように第三者

に乗っ取られることはありません。

- なお、トーク画面の上部左隅にあるマーク が公式アカウントであることの証明となりますので、ご確認ください。
- また、国税庁 LINE 公式アカウントの運用に当たっては、還付金のお知らせや受取口座情報等を聞かれることは絶対にありませんので、そのようなことを聞かれた場合には、絶対に教えず、なりすましを疑い、LINE 株式会社のお問い合わせフォームを利用してください。

5 令和2年分の確定申告における申告・納付期限の延長

問36. 確定申告期限の延長については、どのような内容ですか。

○ 今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和 2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日~3月15日)と重なることを 踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、 申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費 税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延 長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている 方の振替日についても延長することとしました。

(※) 延長後の申告期限・納付期限

税 目			延長前	延長後
申台	告 所	得 税	令和3年3月15日(月)	
個人事	事業者の	消費税	令和3年3月31日(水)	令和3年4月15日(木)
贈	与	税	令和3年3月15日(月)	

(※)延長後の振替日

税 目	延長前	延長後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

- なお、申告期限間際に多数の方が訪れると全ての方のご相談等に対応できないお それもあります。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可 能な範囲でお早めのご来場をお願いいたします。
- また、申告の時期によっては、市区町村による個人住民税の税額通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れる場合がありますので、e-Tax なども活用いただき、可能な範囲でお早めの申告をご検討ください。

問37. 申告以外の各種申請や届出の期限も延長されますか。

- 申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)に係る申告・納付等の手続のうち、その期限が令和3年2月2日(火)から同年4月14日(水)までの間に到来するものについては、その期限を同年4月15日(木)まで延長することとしました。
- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれます。
- 延長される主な手続は、

申告所得税関係については、

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告
- 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
- 所得税の青色申告承認申請
- ・ 青色事業専従者給与に関する届出(変更届出)
- 所得税の青色申告の取りやめ届出
- ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
- 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
- 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
- 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の届出
- 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の変更承認申請
- 個人事業の開廃業等届出

贈与税関係については、

- 贈与税の申告
- ・ 贈与税の更正の請求
- · 相続時精算課税選択届出

消費税関係については、

- 消費税及び地方消費税の確定申告
- 消費税及び地方消費税の更正の請求

のほか、

- 国外財産調書の提出
- 財産債務調書の提出

となります。

○ なお、上記以外の各種申請書・届出書についても、期限までに手続をすることが 困難なやむを得ない理由がある場合には、税務署へ延長の申請をすることにより個 別に期限の延長をすることができます。

問38. 申告所得税(及び復興特別所得税)の延納期限も延長されますか。

- 申告所得税(及び復興特別所得税)の延納期限は延長されないため、令和3年5 月31日(月)となります。
- なお、振替納税をご利用されている方については、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、申告所得税(及び復興特別所得税)の振替日が延納期限と同一日となりますので、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行うこととなります。

問39. 既に申告を済ませている場合、納付期限はどうなりますか。

○ 既に申告を済ませている方の納付期限についても、令和3年4月15日(木)まで延長することとなります。

問 40. 納付期限までに納税できない場合はどうなりますか。

○ 延納や振替納税をご利用いただいてもなお納付期限までの納税が困難な方については、納税の猶予又は換価の猶予を適用できる場合がありますので、税務署(徴収担当)までご相談ください。

問 41. 一律の期限延長に伴い口座振替日はいつになりますか。

- 期限延長に伴い、申告所得税 (及び復興特別所得税) 及び個人事業者の消費税 (及び地方消費税) の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしています。
- 延長後の振替日については、申告所得税は令和3年5月31日(月)、個人事業者

の消費税は令和3年5月24日(月)となります。

○ なお、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、申告所得税(及び復興特別所得税)の振替日が延納期限と同一日となりますので、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行うこととなります。

(※)延長後の振替日

税目	延長前	延長後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

問 42. ダイレクト納付に影響はありますか。

〈令和3年3月7日以前に電子申告された方〉

- 電子申告データの送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合、令和2年分の申告所得税(及び復興特別所得税)・贈与税については令和3年3月16日以降の納付日を、個人事業者の消費税(及び地方消費税)については令和3年4月1日以降の納付日を指定することができないため、「即時納付」をご利用ください。
- なお、納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合は、令和2年分の申告所得税・贈与税については令和3年3月16日以降の納付日を、個人事業者の消費税については令和3年4月1日以降の納付日を指定してダイレクト納付を行うことが可能です。

〈令和3年3月8日以後に電子申告された方〉

○ 電子申告データの送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合であっても、令和2年分の申告所得税(及び復興特別所得税)・贈与税・個人事業者の消費税(及び地方消費税)の延長後の納付期限である令和3年4月15日までの納付日を指定してダイレクト納付を行うことが可能です。

問43. 既に納付期限が3月15日と印字された納付書は使用できますか。

○ プレプリント申告書に同封された納付書のように「納付期限3月15日」と記載されていても、3月16日以降も使用することは可能です。

問44. 還付金は従来のスケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、自宅等からの e-Tax の場合は3週間程度、それ以外は概ね1か月から1か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っている場合や添付が必要な書類が添付されていない場合 などは、この期間で還付されないこともあります。
- 問 45. **令和元年分**の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ行っていませんが、いつまでに行えばいいですか。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響によって、**令和元年分**の確定申告(申告所得税 (及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税))を今後される予定の方におかれては、令和2年分の確定申告を行うまでに行っていただくこととなります(令和2年分の確定申告と同時でも差し支えありません。)。
 - 今般、令和2年分確定申告の申告・納付期限が全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されているところ、**令和元年分**について、令和2年分の確定申告期限以降に申告した場合には、令和2年分確定申告の期限までに申告できないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として期限後申告として取り扱われることとなるためご注意ください。
 - また、**令和元年**分確定申告書の提出日より前に、令和2年分確定申告書を含む他の申告書・申請書等を提出した場合には、**令和元年分**確定申告書を提出することができないやむを得ない理由があったとは原則認められず、期限後申告として取り扱われることとなるのでご注意ください。

- 問 46-1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、延長後の期限である令和 3 年 4 月 15 日 (木) までに申告・納付等ができなかった場合、更に個別指定による延長の適用を受けることはできますか。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限 (令和3年4月15日(木)) までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに所得税等の申告・納付ができなかった方が、令和3年4月30日(金)に申告・納付等ができる状況になった場合には、令和3年4月30日(金)から2か月以内(令和3年6月30日(水)まで)に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ所轄の税務署長が指定した日(令和3年4月30日(金)から2か月以内)まで期限が延長されます。

- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染症に感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別指定による期限延長が認められます。
- なお、期限までに申告・納付等をすることができないやむを得ない理由の内容等 について税務署からお尋ねする場合があります。
- また、申告義務のない方が行う還付申告_(注)は5年間することができるので、この場合には、令和2年分確定申告期限を過ぎて申告しても問題ありません。
 - (注) 年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除(ふるさと納税) により還付を受ける方が該当します。
- 問 46-2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 4 月 16 日(金)以降に個別指定による延長を申請する場合、申告書の余白等に所定の文言を記載する方法での申請はできないのでしょうか。
 - 令和2年分確定申告については、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時

間指定の入場整理券の導入等など、あらかじめ様々な感染症対策を講じており、更に、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から申告期限・納付期限を一律に延長しました。こうした対策を通じて確定申告会場に来場される方等が安心して申告できるような環境を整備しており、申告期限内に申告いただけるものと考えています。

- ただし、申告期限が延長された後においてもなお、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等をすることができないやむを得ない理由がある方については、申請により個別指定による期限延長が認められます。そのような方については、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、個々の状況を記載する欄がある「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出してください。
 - (参考) 個別指定による期限延長手続の具体的な方法 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税
- なお、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は郵送で提出できるほか、「e-Tax ソフト」を利用して申請することもできます(注)。
 - (注) 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから申請することはできません。また、e-Tax ソフトを利用する場合、e-Tax ソフトのインストールやマイナンバーカード等が必要となります。

問 46-3. 個別指定による期限延長が認められた場合には、申告・納付期限はいつになるでしょうか。

- 個別指定による期限延長については、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に基づき、個々の状況を確認した上で、税務署長が申告・納付期限を指定する こととなります。
- なお、申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、その提出日が申告・納付期限となります。
- また、振替納税を利用されている方の振替日については、所轄の税務署から別途 お知らせします。

- 問 47. 法人税や相続税といった、申告所得税等以外の税目については、一律の期限延長の対象とならないのですか。
 - 全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、あらかじめ様々な感染防止策・三密回避策を徹底した上で確定申告相談会場を開設し、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人の消費税(及び地方消費税)の申告相談に応じています。
 - 今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和 2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確 定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告期限・納付期限を延長すること としましたが、法人税や相続税といったその他の税目については、確定申告会場と の関わりがないため、一律での期限延長の対象とはしていません。
- 問 48. 申告所得税等以外の税目について、個別指定による期限延長の適用を受けることはできますか。
 - 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の 影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような 方については個別指定による期限延長が認めらます。
 - なお、令和3年4月16日(金)以降に個別指定による期限延長を申請する場合は、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、申告所得税等の取扱いと同様に、個々の状況を記載する欄がある、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出してください。
 - 具体的な方法等については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」をご参照ください。
 - (参考) 個別指定による期限延長手続の具体的な方法 法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税 相続税

問49. 令和3年3月16日(火)以降は、どこで申告相談を受け付けるのですか。

- 令和3年3月16日(火)以降の確定申告会場については、国税庁ホームページ に掲載しておりますので、以下のリンク先をご覧ください。
 - ▶ 令和2年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ(期限延長に伴う変更のお知らせ)
- 令和3年3月16日(火)以降は、会場によっては相談スペースに制約が生じる場合があり、特に申告期限間際に多数の方が訪れると全ての方のご相談等に対応できないおそれもあります。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、お早めの来場をお願いいたします。

なお、会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要となります(詳しくは国税庁ホームページ「令和2年分確定申告特集」の「確定申告会場にお越しになる方へ」をご覧ください。)。

- なお、4月16日(金)以降は、税務署において事前予約制による相談体制に移 行しますので、相談を希望される方は事前に所轄の税務署にお問い合わせください。
- また、国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax (電子申告) やチャットボット・電話相談などの申告・相談の方法をご用意していますので、ぜひご利用ください (詳しくは 「問1 感染リスク軽減の観点から、確定申告会場に行かないで申告・相談を行う方法を教えてください。」をご覧ください。)。